

## 羽島郡二町教育委員会共催・後援基準

### (目的)

第1条 この基準は、羽島郡二町教育委員会(以下「委員会」という。)が、団体又は機関等(以下「団体等」という。)が行う事業について、共催又は後援する場合に必要な基準及び事務手続きを定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 委員会が行う共催及び後援とは、次のことをいう。

- (1) 共催とは、団体等が委員会と共同して、事業を企画し、開催することをいう。
- (2) 後援とは、団体等が事業を主催する際に、委員会がその趣旨に賛同して、円滑に実施できるように支援することをいう。

### (対象事業)

第3条 委員会が共催又は後援する事業は、次の各号の要件を備えていなければならない。

- (1) 事業内容が、羽島郡(以下「郡」という。)の教育、学術及び文化の向上普及に寄与するものであること。
- (2) 事業を主催しようとする団体等は、次に掲げるものであること。
  - ア 郡内の社会教育関係団体
  - イ 国又は地方公共団体若しくはこれに準じる公共団体
  - ウ 郡内の学校及び学校の連合体
  - エ その他芸術文化団体、学術研究団体及び報道機関等で、事業内容から委員会が判断して、特に認めた団体
- (3) 委員会の教育行政の基本方針及び計画に反しないものであること。
- (4) 団体等が、活動実績等から十分事業を遂行できる能力があると判断されるものであること。
- (5) 政治及び宗教活動並びに営利事業の一環として行われる事業ではないこと。
- (6) 事業開催等の場所が衛生上、災害防止上等の安全について十分な措置が講じられていること。

### (申請)

第4条 委員会に共催又は後援を申請しようとする団体等の代表者は、事業を開始する1月前までに関係書類を添えて共催(後援)申請書(様式第1号)を委員会に提出し、承認を受けなければならない。なお、料金を徴収する場合は、収支予算書を添付しなければならない。

### (可否の決定)

第5条 共催又は後援の可否の決定については、教育長が決定するものとする。

### (承認・不承認の通知)

第6条 委員会は、共催又は後援の申請を承認したときは、羽島郡二町教育委員会共催(後援)承認書(様式第2号)を、承認しないときには、羽島郡二町教育委員会共催(後援)不承認書(様式第3号)をもって通知するものとする。

### (承認の取消し)

第7条 共催又は後援の承認を受けた団体等が、次の各号の一に該当した場合には、当該事業に係る承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けた場合
- (2) 委員会の付した条件に違反した場合

### (実績報告)

第8条 共催又は後援の承認を受けた団体は、当該事業を終了したときには、当該事業終了後1月以内に共催(後援)事業実績報告書(様式第4号)を委員会に提出しなければならない。

また、料金を徴収した場合は、収支決算書を提出しなければならない。

### 附 則

この基準は、平成7年4月1日から適用する。  
この基準は、平成24年7月1日から適用する。